

共通論題

「過労死」問題の研究動向と比較分析のための試論～中国の現状と学会動向にふれて

愛媛大学名誉教授 長井 偉訓

皆さん、こんにちは。ただ今、ご紹介いただきました長井と申します。今年の3月31日に愛媛大学を定年退職しましたので、今はとくに所属はございません。

それですでに資料の確認ですが、すでに学会のホームページに、報告要旨とフルペーパーが掲載されておりますが、本日さらにA3の両面印刷のレジメを1枚お配りしております。フルペーパーの詳しい内容に入りますと、とても30分では報告できませんので、それをお読み頂いた上で、もしご質問があればお受けしたいと思っています。

最初に、私が共通論題で、報告することになった経緯を簡単に説明させて頂きたいと思います。本年の4月1日・2日に、中国の海南島にある海南医学院で開催されました第6回「中国適度労働学会」に招聘され、日本の過労死研究をめぐる学会動向を中心に報告することになりました。その準備をしている時に、森岡さんから「過労死白書には国際比較の視点が抜けているので、中国と日本の比較を踏まえて、報告してほしい」という依頼がありました。そういう経緯から報告することになった次第です。報告のタイトルをどのようにするか、相当悩みましたが、最終的に、報告のタイトルを「『過労死』問題の研究動向と比較分析のための試論～中国の現状と学会動向にふれて」とさせて頂きました。

報告の課題と論点～共通論題との関連で

報告の課題と論点において、過労死問題の世界的な拡がりや国際比較研究というふうには書きまじりませんが、まず事実確認として、長時間労働とストレスフルな労働が国際的に広がっているという点が指摘できると思います。その背景には、グローバル経済と情報ネットワークの世界的な拡大の中で、絶えず顧客のニーズに対応しなきゃいけないという、仕事の24時間化の傾向が日本だけではなく、世界的にも広がってきているということがあると思います

研究面においては、すでに森岡さんたちが翻訳を出されているジュリエット・シヨアの『働き過ぎのアメリカ人』(1993)、あるいはロバート・ライシュの“The Future of Success”『最後の資本主義』(2016)という研究書がありますが、その中で、日本だけでなく、アメリカでも、ストレスフルな過重労働がかなり広がってきているという実態が明らかにされています。それから、昨年の過労死防止学会の特別セッションの中で、韓国とフランスからの報告がありましたが、韓国やフランスでも、長時間労働や過労死が相当程度広がってきている現実があります。中国ではどうかと言いますと、今回、中国の「適度労働学会」に参加して分かったことですが、中国ではまだ過労死の定義がないだけでなく、十分な統計も整備されていません。しかし近年、中国の首都経済貿易大学労働経済院の研究者を中心に、中国での長時間労働や過労死の実態が明らかにされてきてい

ます。日経産業新聞（2017年1月26日付）は、中国で1年間に60万人以上もの人が働き過ぎにより過労死しているということを報道しています。

それから2010年の1月から5月の間に、富士康の深圳工場において、若い農民工の連続飛び降り自殺という大変ショッキングな事件がありました。先ほど紹介しました「中国適度労働学会」で報告された張智勇「低水平賃金下の長時間労働：自発か強制か」は、ホンハイの深圳工場で起きた若年農民工の過労自殺事件の背景要因に関する研究で、多くの農民工が劣悪な労働環境の下、低賃金で半ば強制的に長時間労働を強制されている実態を明らかにしています。また、香港に拠点に置くNGOであるSACOMの『中国国内ユニクロ下請け工場における労働環境調査報告書』は、中国国内にあるユニクロの下請け工場における劣悪な労働環境を参与観察という手法を通じて暴露したものです。この二つの調査研究は、多くの農民工が長時間労働と低い基本給、高いリスクと危険な労働環境、厳しい管理体制と罰則制度、未組織など前近代的な労使関係の下で、なかば半奴隷的な強制労働を強いられている実態を明らかにしています。そこでは違法な未払い賃金の問題も指摘されているようですが、日本でのサービス残業とは、少し性格が違うのではないかと考えています。もちろん、中国の過労死問題の実態や背景要因をさらに詳しく調べた上で、日本と比較してみる必要があるとは思いますが、私は中国の場合、かなりの程度、「強制的論理」で説明できると考えています。

#### 熊沢誠「強制された自発性」論を巡って

本日配布したレジュメに戻りますけども、熊沢誠さんは2010年に『働き過ぎに斃れて』という著作を出されました。それはとくに1980年代以降、様々な労働現場で働き過ぎによって斃れた56事例にも及ぶ過労死・過労自殺事件について、具体的な仕事内容、職場の労務管理の有り様、死に至るまでの心身の疲弊、さらには遺族の方の長期にわたる裁判闘争を公判記録や判決文、遺族の手記などを丹念に熟読され、帰納法的な視点から分析された大著ですが、その中でどうしても耳から離れない言葉があります。それは、過労死問題は「日本社会の宿痾である」という命題です。

昨日の特別シンポでも、川人さんが熊沢さんの「強制された自発性」を取りあげられました。とくに熊沢さんの説に関しては、遺族の方から厳しい批判が出ていることは承知しております。熊沢さんがそのリスクを懸念しつつも、「強制された自発性」に強く拘られる理由については、レジュメの3ページに引用した文章の中の的確に述べられています。長時間労働も厭わずに主体的に適応していく普通の労働者（ノンエリート）に日本的な特殊性を見るだけでなく、労働者としての働く思想や文化への意識変革を期待されているからであります。要するに、いまだ日本の労働者は「会社のため」と「自分と家族の生活のため」を峻別できない「企業人」から解放されていない。換言すれば、日本の労働者が仕事に向き合う時のものの考え方あるいは姿勢という点において、階級意識というものが基本的に欠落しているとうご指摘だと理解していますが、それを熊沢（1993）は、イギリスのワーキングクラスが持っている労働者意識や労働者文化との比較研究から明らかに

しています。

昨日、川人さんが「民主主義は工場の門前で立ち止まる」という熊沢さんの名言を引き合いに出されて、日本では市民社会と企業社会が分断され、企業社会の中には民主主義がないと言われたと思いますが、私は市民社会と企業社会が隔絶していると言うよりも、企業社会の中に市民社会が取り込まれていると考えています。つまり企業社会という大きな枠組みがあって、その中に市民と言っても労働者でもあるわけですが、意識や行動様式も含めて企業社会の中に絡め取られている。そのことが日本の労働者に特有の働き方である「強制された自発性」というものの淵源となっていると考えています。

これは森岡さんがずっと主張されてきた「日本型企业社会」、つまり企業に雇用と家族の生活を依存しなければ、普通の生活ができないという日本型の福祉社会と言うことになると思います。繰り返しになりますが、熊沢さんは、強制か自発かという二者択一の問題ではなくて、日本の労働者が仮にそれが強制であったとしても、それを受容せざるを得ない日本の企業社会や労働文化のあり方を鋭く告発されている訳ですが、それについては森岡さんも同様のことを一貫して主張されてこられたと思います。

じゃあどうするんだという話になると、日本の労働者が本当の意味で市民として自立するにはどうしたらいいか。つまり、市民社会をどう作っていくのかということになると思いますが、これは内田義彦さんの市民社会論に代表されるように、古くて新しい問題です。つまり市民社会の欠落、あるいは市民社会が企業社会に絡め取られているという点、そこを告発し、変革していかないと日本の労働者の働き過ぎの問題は構造的に変わらないだろうと考えています。この点こそ、今回の報告で私が最も主張したい点ですが、それが昨日の川人さんのご報告でも取りあげられたきわめて重要な論点だろうと思います。

#### 水野谷「サービス残業の国際比較」論について

つぎに、先ほど水野谷さんから問題提起されたサービス残業発生の原因を明らかにし、それを根絶していくことはきわめて重要な政策課題であると思います。なぜならサービス残業が常態化している日本の現状を考えますと、サービス残業を減らすだけで、ものすごく労働時間が短縮されるだけでなく、ワークシェアリングを通じて雇用の創出効果も期待されるからであります。問題は、日本ではなぜこれほどまでにサービス残業が常態化し、文字通り「サービス残業社会」になっているのかということですが、そこには日本の消費者が求める過剰なサービス意識も含めて、さまざまな要因が絡んでいると思います。

そこで、次に、要旨集の82ページに書いた水野谷さんのサービス残業の国際比較に関する問題提起に触れたいと思います。水野谷さんの問題意識は、「なぜ労働者は不払いで働くのか」ということと、「なぜ不払残業時間の長さが国によって違うのか」という点にあります。水野谷さんは、この疑問を説くには、サービス残業に関する国際統計が十分整備されていないので、なかなか論証できないけれど、国際比較する上でいくつかの重要なメルクマールを出されています。具体的には、国や地域における雇用制度、賃金制度、労使関係、労働規制といった労働市場関連制度の違いです。

それともうひとつ、非常に重要な点を指摘されております。『報告要旨集』に書いておきましたように、水野谷（2004）では、国際比較を含めた地域の視点の必要性を説いて、国際比較統計の背後にある各国の労働慣行や制度の分析に加えて、その国や地域の歴史や文化にまで掘り下げて分析することの重要性を強調されています。このような見方は、すでに熊沢さんや森岡さんが、企業社会論や現代資本主義分析、労働史・労使関係の研究の中でも取り入れられてきた訳ですが、比較研究において非常に重要な視点です。

先ほど、水野谷さんが正規と非正規の労働時間の比較において、生活時間を含めて分析されておりましたが、私も生活時間を含めた分析の視点がとても重要だと思っています。森岡さんは、サービス残業というのは、それを引き起こすような仕組みがなければ生まれないと言われております。『報告要旨集』84ページの上から4行目。これは森岡（1995）から引用したんですけど、「サービス残業発生の構造的要因」について、森岡さんは8点あげられています。私がこの中でとくに重要な要因と思うのは、(7)と(8)ですが、とりわけ8番目の「軽んじられている自由時間や余暇時間の価値」です。つまり、これは日本の労働文化の中に、そもそも生活文化という視点が欠落しているということだと理解していますが、そうした日本の労働文化が変わらなければ、サービス残業問題は解決しないんじゃないかというのは、先の熊沢さんの主張点と重なっているように思えます。水野谷さんの問題提起に戻りますが、国際比較においては、労働時間の分析だけでなく、生活時間の分析を含めて比較する必要があるというご指摘はとても重要な視点だと考えます。

#### 今野晴貴「ブラック企業・ブラックバイト」論について

今や「過労死」問題は男性正社員に留まらず、女性やアルバイトで働く学生にまで拡がりつつあります。とくに学生アルバイトが基幹労働力となっている外食産業、小売り、学習塾のチェーン店では数万円にのぼる商品の買い取りノルマ、休日無しの連続勤務、休日出勤や出張命令など、大企業が組織的にアルバイトの過重労働を利用しているケースもあるようです。今野晴貴（2016）は、学生アルバイトを雇用する企業側の事情を膨大な事例から読み解きながら、なぜ、企業はそこまでして学生アルバイトを基幹労働力として酷使するのか、なぜ学生はアルバイトの身分でありながらそれを受容するのか、という問いに鋭く迫った労作です。詳しくは、時間の関係で割愛せざるを得ませんが、本田由紀さんの「やり甲斐の搾取」論との比較で言えば、今野さんの新しさは、学生アルバイトがブラック企業に入り込んでいく仕掛けが単に仕事への動機付けをはるかに超えて、アルバイト先の業績に対する共同経営者的な責任まで求められるようになってきていることを解明している点にあります。まさに「やり甲斐の搾取」を超えてさらに精緻化、巧妙化する「強制された自発性」と言えると思います。

その中で、私が最も注目したい点は、学生達がブラックバイトをなかば「自発的に受容する論理構造」の中に、日本社会のマクロ的な権力構造、すなわち人的資本万能主義ともいべき社会規範があるというご指摘です。やや難解な言葉ですが、簡単に言うと、たとえアルバイトであれ、企業業績に責任を持つ経営者感覚を身につけ、辛くともサービス残業や叱責

などにも耐えることが、今日の厳しい企業社会を生き抜くための成長の機会を与えてくれるという規範です。そのため学生達は学校（大学）で、将来の就職やキャリアに役に立つかどうか分からない授業に出るよりも、技能検定や資格取得のために多くの時間やお金を費やしたり、「成長の機会を与えてくれる」アルバイト先の「職場社会」に適応していくことの方が重要であると考えている。そして、現在の「キャリア教育」は、企業社会にいかにか「適応」していくのかという術を修得させることに偏向し過ぎて、サービス残業、パワハラ・セクハラ等の労働基準法違反などから自身を守るための教育にはあまり熱心とは言えない。それが現代の若者の“働き過ぎ”による過労死問題への「無防備」（希薄な法規範と権利意識）を生み出していると言う訳です。

とくに労働問題を研究している者からすれば、労働史だとか労使関係あるいは労働法のような労働関連の学問は、すごく重要な講義科目だと考えていますが、残念ながら最近の大学のカリキュラムの中には、こうした労働関連科目が次第に減らされてきているように思えます。昨日、産業医のカリキュラムや授業内容の話題がありましたが、産業医の方も、日本の労働史や労使関係史をちゃんと学ぶことが必要だと考えています。これに関しては熊沢さんや森岡さんの立派な研究蓄積がありますので、そうした分野を是非カリキュラムの中に組み込んで頂きたいと思っています。

今野さんの問題提起でもう一点紹介しておきたいことがあります。日本の企業では、これまでは正社員と学生アルバイトとの間には、仕事の明確な「棲み分け」とあるというのが一般的だったと思いますが、今野さんはブラックバイトの登場がそうした従来までの棲み分けを越えて、非正規労働者の役割や位置づけを根本から覆していると指摘されています。つまり旧日経連が提起した「雇用ポートフォリオ」論を越えて、アルバイトも含めて無限定な労働に向かわせる競争の装置に変貌していると。そうした中で、正社員は戦々恐々として、自分の席を死守するために過労死する程までに働かざるを得ないという状況になっている。しかも学生の場合、アルバイト先が仮にブラックであったとしても、借りている利子付き奨学金という事実上の借金が、ブラックバイトを受容せざるを得ない強制となっているという極めて深刻な現実があります。このような閉塞状況をどのようにして変えていくのか、その糸口をどこに見いだすのか。今野さんは労働行政や労働組合の役割の他、労働者教育のあり方、さらには消費者もサービスの背景を知り、企業の様々な情報を得て、その労働条件なども配慮して企業のサービスを選択して欲しいと要望されています。

### 「会社文化・会社人間」の土台をなす企業中心社会を越えて

最後に、今後の政策課題について若干の問題提起をさせて頂こうと思います。詰まるところ、日本における過労死・過労自殺問題の根底に、雇用と生活の多くを企業に依存せざるを得ない企業中心の労働と福祉、いわゆる日本型の企業社会と福祉社会があるとすれば、そのような社会を変革していくためには、どのような制度改革や意識改革が必要なのかということになるかと思っています。森岡さんによれば、企業中心社会とは「企業が労働者

を職場生活だけでなく家族生活や地域生活をも支配している社会」ということになりませんが、その典型的な地域を、猿田正機（2007）が『トヨタウェイと人事労務・労使関係』の中で描いた豊田市に見ることができると思います。

こうした企業中心の社会を「個人生活優先社会」に変革していくことを説いた報告書が、1991年に経済企画庁（現在の内閣府）から提起されました（『個人生活優先社会をめざして』（中間報告）。この中で、従業員のストレスや疲労・健康障害、突然死を招く生産優性やノルマ経営の廃止、過剰なサービスに対する国民の意識の変革、労働時間短縮のための残業割増率の引き上げなど、まさに正鵠を得た提言が打ち出されています。これに関しては、森岡（2013）は一定の評価をしつつ、個人生活優先社会が市場中心の個人主義を内包する自己責任社会と化す危険性を指摘されています。私は、現在、男性稼ぎ主家族モデルを前提とした日本型企业社会は、すでに日本的雇用慣行のスリム化による正規雇用の縮減、非正規労働者の増加とその性格が家計補助型から家計自立型に大きく変わる中で、根底から大きく揺さぶられていると考えています。そうであるとすれば、それに変わる新たな労働社会をどのように構築するのかがまさに焦眉の課題ではないかと思っています。

レジュメにも書きましたように、まず第1に、労働時間規制の強化と労働組合の規制力による過剰なノルマ経営への規制が必要です。そのためには熊沢誠（1997）が提起している「ゆとり・なかま・決定権」による日本の能力主義への対抗、日本的「能力」概念の再構成による「同一価値労働同一賃金」の導入、とくにそれは無限定な働き方を前提とする正社員の働き方の見直しとセットで行われるべきだと考えています。

第2に、企業社会への呪縛から派生している「強制された自発性」から解放されるための労働者意識の醸成あるいは市民社会の確立のための教育、とくに大学教育の役割が極めて重要だろうと考えています。川人（2014）では、教育の中で労働基準法や労働基本権、人権教育と共に「義理を欠くことの大切さ」を学ぶことの重要性が指摘されています。また熊沢（2010）や今野（2016）では、過剰サービスを求めてきた消費者・市民・労働者の意識変革の重要性が強調されています。私は日本の労働者の強制された自発性の根源となっている日本型企业社会＝福祉レジームから男女共生型の福祉レジームに大きく舵を切り替えていくことが、最も肝要な政策課題ではないかと考えています。

以上、日本と中国における「過労死」問題や研究の動向、国際比較のための分析視角に関する研究を紹介してきました。しかしながら限られた時間の中では、十分説明出来ませんでしたので、詳しくはフルペーパーを読まれて、もしご質問などありましたら、総括討論でお応えしたいと思います。どうもご静聴ありがとうございました。